



発注者支援業務等の契約手続き

<資料構成>

- 【1】令和7年度発注者支援業務等の方針
- 【2】令和7年度発注者支援業務等の概要
- 【3】令和7年度発注者支援業務等の契約方式等
- 【4】令和7年度発注者支援業務等における要件等

中国地方整備局
R6.11.18時点

この資料は、中国地方整備局ホームページ
(<https://www.cgr.mlit.go.jp/index.html>)
に掲載します。
場合によっては、内容の変更があります。

1. 令和7年度発注者支援業務等の方針

全業務を「一般競争入札（総合評価落札方式）」

- 令和6年度発注者支援業務等について、全て一般競争入札（総合評価落札方式）で実施
- 令和7年度発注業務等についても、全て一般競争入札（総合評価落札方式）で実施

2. 令和7年度 発注者支援業務等の概要

<発注者支援業務等>

分類	区 分	業 務 区 分
発注者支援業務等	発注者支援業務	積算技術、工事監督支援、 技術審査
	公物管理補助業務	河川巡視支援、河川許認可審査 支援、ダム管理支援、堰・排水機 場管理支援、道路許認可審査・ 適正化指導
	用地補償総合技術 業務	用地補償総合技術

2. 令和7年度 発注者支援業務等の概要

<発注者支援業務>

【発注者支援業務等】

区 分	主 な 業 務 内 容
① 積算技術	工事の積算に必要な工事発注用図面、数量総括表、積算資料、積算データの作成等の業務の支援
② 工事監督支援	工事の節目ごとに、工事目的物の寸法、位置、使用する材料の材質等についての、適否の確認及び、監督員への報告や、工事施工業者から提出される資料と現場状況の照合及び、設計変更協議用資料の作成等の支援
③ 技術審査	入札契約手続きにおける企業の技術力評価のための審査資料の作成等の業務の支援

2. 令和7年度 発注者支援業務等の概要

<公物管理補助（河川関係）>

【発注者支援業務等】

区 分	主 な 業 務 内 容
①河川巡視支援	河川が常時良好に保たれるよう、管理する区域（河川区域、河川予定地、河川保全区域）を巡視することにより、その時の状況を把握し、河川の異常・変状及び不法占用等の状況を報告・記録するとともに、必要な措置を講ずる
②河川許認可審査支援	河川関係法令等に基づく申請書類の審査、許可工作物の監督検査、苦情・問い合わせ対応、台帳整備、危機管理対応等の支援
③ダム管理支援	ダム、貯水池や関連設備等を管理する上で必要な監視、点検、ゲート操作、気象水象等の観測記録及びダム管理資料整理等の業務の支援
④堰・排水機場管理支援	管理する堰や排水機場及び樋門等の操作支援並びに操作に必要な情報収集や目視による点検

2. 令和7年度 発注者支援業務等の概要

<公物管理補助（道路関係）>

【発注者支援業務等】

区 分	主 な 業 務 内 容
①道路許認可 審査・適正化 指導	各種申請書類の審査・指導、道路の不正使用、不法 占用の指導取締り、境界確認申請審査・現地立合い、 特殊車両通行の指導取締り等の支援

2. 令和7年度 発注者支援業務等の概要

<用地補償総合技術>

【発注者支援業務等】

区 分	主 な 業 務 内 容
用地補償 総合技術	損失の補償等を要する権利者に対し、公共用地交渉方針の策定を行ったうえで公共用地交渉等を実施し、損失補償の承諾を得る 等

3. 令和7年度発注者支援業務等の契約方式等

1. 応募要件等

- ・ R6と変更無し

- (1) 企業及び管理技術者に求める実績要件
- (2) 管理技術者及び担当技術者に求める資格要件
- (3) 中立性要件
- (4) 管理技術者の直接雇用関係

3. 令和7年度発注者支援業務等の契約方式等

1. 応募要件等

- ・平成26年度に実施したアンケート結果を踏まえ、更なる民間参入促進の観点から、業務実績期間の拡大、管理技術者における同種業務実績の拡大、技術者確保のため一部の業務について、管理技術者又は担当技術者等の資格要件の緩和を平成27年度より実施。

(1) 企業及び管理技術者に求める実績要件

① 業務実績要件の緩和

＜全業務分野共通＞

企業及び管理技術者に求める実績要件の期間を過去10ヵ年から過去15ヵ年へ延長する。

② 総合評価における実績評価の見直し

＜積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務＞

管理技術者の類似業務実績として設定していた地方公共団体（都道府県・政令市を除く）等が発注した発注者支援業務を同種業務実績に引き上げる。

3. 令和7年度発注者支援業務等の契約方式等

(2) 管理技術者及び担当技術者に求める資格要件

① 管理技術者又は担当技術者等の資格要件の緩和

<積算技術業務、技術審査業務>

1つの履行場所（**対象業務毎**）において、担当技術者を複数名配置する場合、1名のみ資格要件を満たさなくとも配置可能とする。

3. 令和7年度発注者支援業務等の契約方式等

(2) 管理技術者及び担当技術者に求める資格要件

①管理技術者又は担当技術者等の資格要件の緩和

<河川巡視支援業務>

1. 予定担当技術者のうち1名以上が、以下のいずれかの資格等を有する場合、別の予定担当技術者のうち1名に限り、資格等を有することを求めない。その他の予定担当技術者については、1)に掲げるいずれかの資格等を有すること。
 - ・河川維持管理技術者
 - ・河川点検士
2. 予定管理技術者が、河川維持管理技術者の資格を有する場合、複数の配置予定担当技術者のうち1名に限り、資格等を有することを求めない。その他の予定担当技術者については、1)に掲げる資格等を有すること。

3. 令和7年度発注者支援業務等の契約方式等

(2) 管理技術者及び担当技術者に求める資格要件

①管理技術者又は担当技術者等の資格要件の緩和

<河川許認可審査支援業務>

1つの履行場所（業務対象事務所等）において、担当技術者を複数名配置する場合、1名が資格要件を満たしていれば良いものとする。ただし、資格要件を満たす担当技術者の配置割合は、1／3（人）を下回ってはならない。

3. 令和7年度発注者支援業務等の契約方式等

(2) 管理技術者及び担当技術者に求める資格要件

①管理技術者又は担当技術者等の資格要件の緩和

<ダム管理支援業務>

管理技術者及び担当技術者の資格要件に、河川法第50条第1項の管理主任技術者の経験を5年以上有する者を追加

1つの履行場所（業務対象施設）において、担当技術者を複数名配置する場合、うち1名については、資格を満たす必要はない。

3. 令和7年度発注者支援業務等の契約方式等

(2) 管理技術者及び担当技術者に求める資格要件

①管理技術者又は担当技術者等の資格要件の緩和

<堰・排水機場管理支援>

【拡大（緩和）措置】

1つの履行場所（業務対象施設）において、担当技術者を複数名配置する場合、うち1名については、資格を満たす必要はない。

3. 令和7年度発注者支援業務等の契約方式等

(2) 管理技術者及び担当技術者に求める資格要件

①管理技術者又は担当技術者等の資格要件の緩和

<道路許認可審査・適正化指導業務>

1つの履行場所（業務対象事務所等）において、担当技術者を複数名配置する場合、1名が資格要件を満たしていれば良いものとする。ただし、資格要件を満たす担当技術者の配置割合は、1／5（人）を下回ってはならない。

（「特殊車両通行許可審査業務」及び「特殊車両の通行に係る指導取締り」は1／3（人））

3. 令和7年度発注者支援業務等の契約方式等

(2) 管理技術者及び担当技術者に求める資格要件

①管理技術者又は担当技術者等の資格要件の緩和

<用地補償総合技術業務>

○業務従事者を複数名配置する場合、1名のみ資格要件を満たさなくとも配置可能とする。

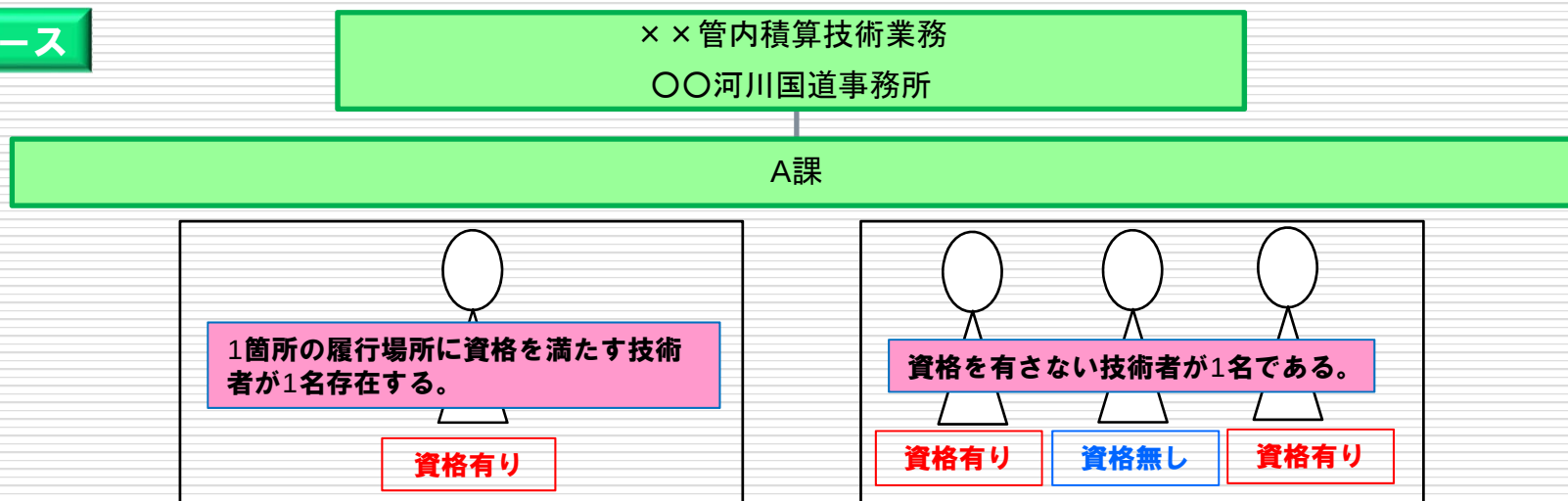
○担当技術者の実務経験年数の緩和

- ・公共用地交渉等の7年以上の実務経験・5年以上の指導監督的実務経験→5年以上・3年以上に緩和
- ・補償業務全般に関する指導監督的実務経験7年以上・20年以上実務経験→5年以上・10年以上に緩和

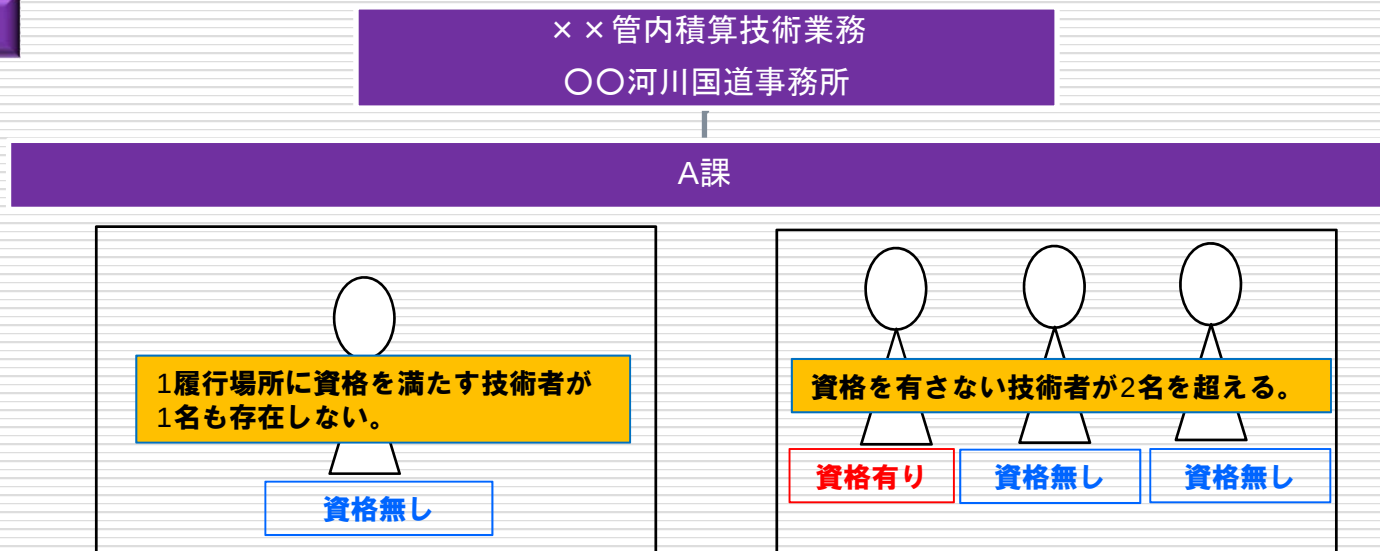
担当技術者の資格要件の緩和について(参考:積算技術業務の例)

1つの履行場所（**対象業務毎**）において、担当技術者を複数名配置する場合、1名のみ資格要件を満たさなくとも配置可能とする。

認められるケース



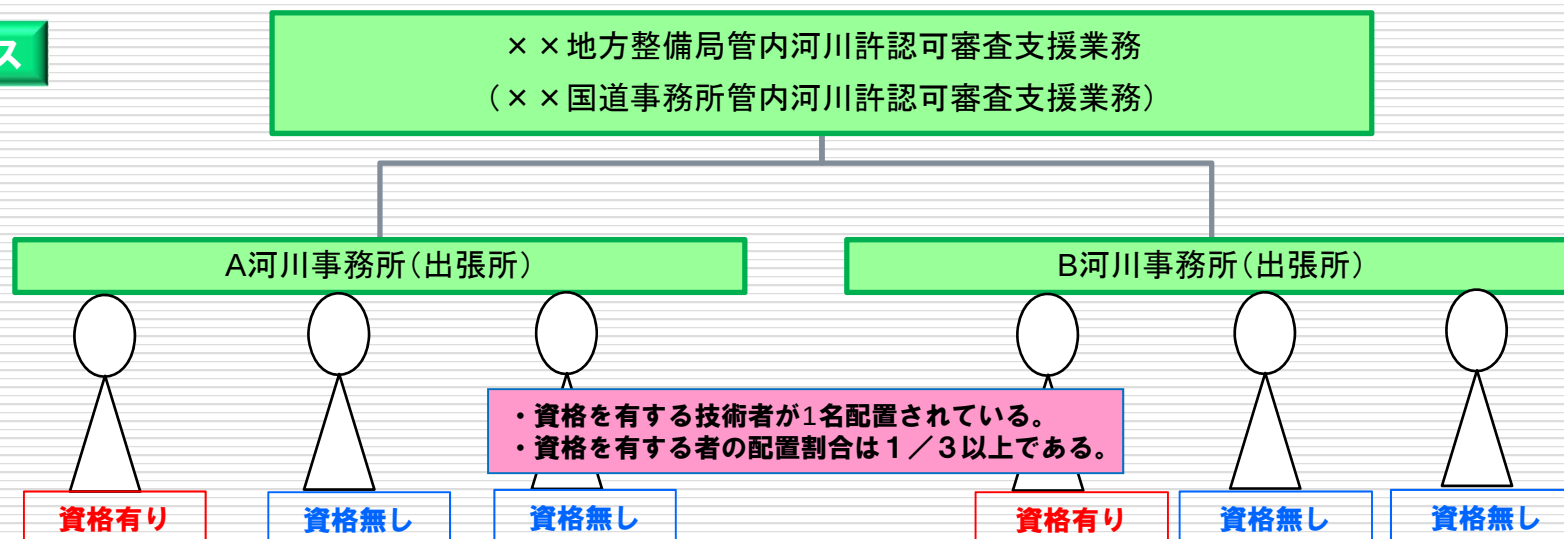
認められないケース



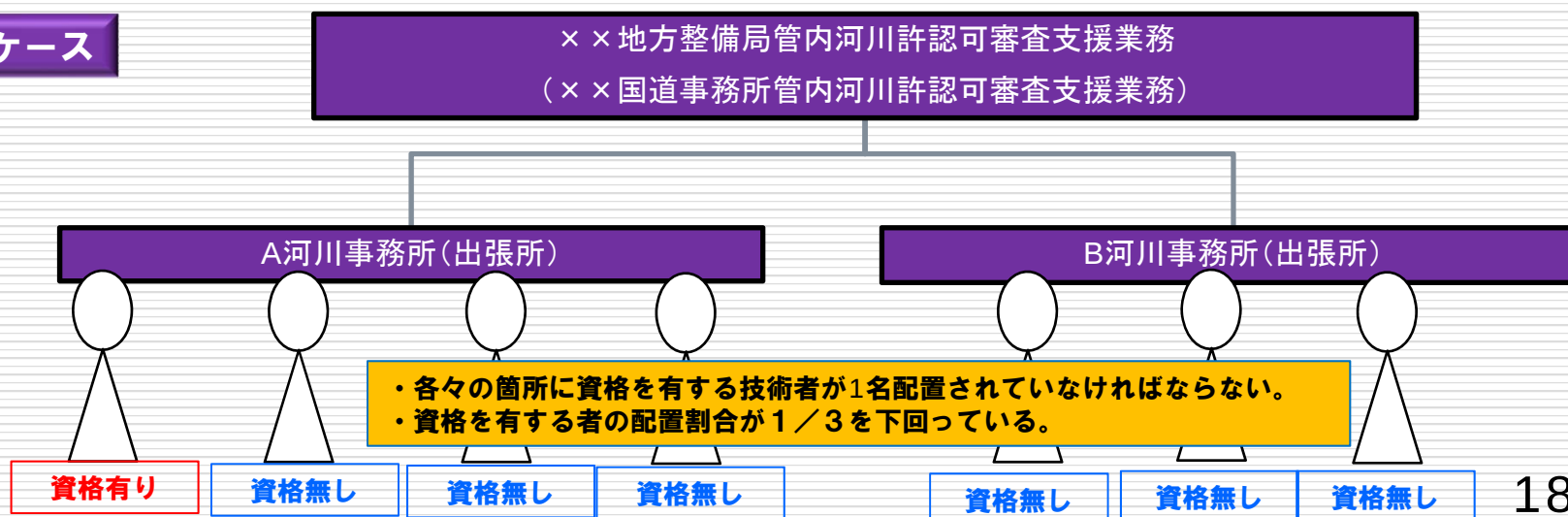
担当技術者の資格要件の緩和について(参考:河川許認可審査支援業務の例)

1つの履行場所(業務対象事務所等)において、担当技術者を複数名配置する場合、1名が資格要件を満たしていれば良いものとする。ただし、資格要件を満たす担当技術者の配置割合は、1/3(人)を下回ってはならない。

認められるケース



認められないケース



3. 令和7年度発注者支援業務等の契約方式等

(3) 中立性要件

- ・ 発注者支援業務の受注者と業務の対象工事の受注者等との利益相反を防止するため、当該要件に対して必要な中立性要件を付する。

(4) 管理技術者の直接雇用関係

- ・ 企業と管理技術者の直接雇用関係について、履行期間中の直接雇用関係を求める要件に平成21年度業務より緩和しており、今年度も同じ要件とするが、直接的雇用関係が確認できる資料の提出を求める。
競争参加資格確認申請書の提出期限までに競争参加資格確認申請者と予定管理技術者の間において直接的雇用関係が成立していない場合は、契約締結日までに直接的雇用関係が成立する旨の誓約書を提出するものとする。

3. 令和7年度発注者支援業務等の契約方式等

2. 契約条件について（R6より変更無し）

（1）適正な発注ロット

- ・ 業務遂行上の効率性及びコストを勘案した上で、適切な発注ロットを設定する。

（2）設計共同体

- ・ 技術力の結集による品質確保向上及び企業の積極的な参加による競争性の向上を図るため、平成22年度より一部業務において設計共同体による業務参加を試行導入しているが、平成23年度よりさらなる拡大を図っている。

3. 令和7年度発注者支援業務等の契約方式等

発注者支援業務等において設計共同体として認める業務の区分

対象業務		分担できる業務の区分	
発注者支援業務			
積算技術 工事監督支援	業務内容による区分	・河川／道路／電気／機械／公園 等	
	工種による区分	・維持修繕／改築 等	
	区域による区分	・出張所単位（監督官単位） ・河川単位 ・道路路線単位 等	
公物管理補助業務（全般）		業務内容による区分	・河川／道路／電気／機械 等
		区域による区分	・出張所単位 ・河川単位 ・道路路線単位 等
ダム管理支援		業務内容による区分	・下流放流区間巡回／ダム操作業務 等
堰・排水機場等管理支援		区域による区分	・施設単位 等
河川許認可審査支援		業務内容による区分	・占用申請等の審査受付／現地での占用状況等確認 等
道路許認可審査・適正化指導		業務内容による区分	・占用申請等の審査受付／現地立会／特車申請の審査及び指導取締り 等
用地補償総合技術業務		業務内容による区分	・道路／河川 等
		区域による区分	・河川単位 ・道路路線単位 等

3. 令和7年度発注者支援業務等の契約方式等

(3) 国庫債務負担行為を活用した複数年度契約の実施

・平成23年度より試行導入している「複数年度契約」について、以下のとおり令和7年度についても継続し実施する。

発注者支援業務・・・全体件数の8割程度の業務で複数年度契約を実施することを目標とする。

公物管理補助業務・・・原則、2ヶ年又は3ヶ年の複数年度契約を実施

※「全体件数」：平成28年度以降に複数年度契約した業務も含む全体の業務件数

3. 令和7年度発注者支援業務等の契約方式等

3. スケジュール(案)

<中国地方整備局のスケジュール(案)のイメージ>

■ 発注の見通しの公表

※ **11月下旬**を予定（新聞、PPI、HP公表予定）

■ 業務内容・応募要件等に関する民間事業者向け説明会の開催

※ **11月18日** Web配信

■ 入札手続開始の公告

※ **11月下旬**を予定

■ 入札・開札

※ **2月中旬**を予定

**保留通知を「開札後」、「履行確実確認後」の計2回通知
2回目の保留通知（履行確実確認後）に合わせて落札予定
者も通知予定（2月中）**

■ 4月1日以降履行開始

（※注意）電子入札システムでは、一般競争入札方式を使用します。

3. 令和7年度発注者支援業務等の契約方式等

4. 情報提供の拡充

(1) 民間事業者向け説明会の開催

- ・ 契約方式や応募要件の見直し内容等の情報提供を行うため、入札公告等に先立ち事業者向けの説明会を開催。

(2) 入札公告に掲載する情報の充実

- ・ 入札情報サービス（PPI）により簡易な方法で入手できる入札公告において、具体的な応募要件を記載する。
- ・ ○○地方整備局のホームページに発注者支援業務等関連情報のポータルサイトを設置し、情報提供の充実を図る。

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

1) 参加資格要件（※ 単体の場合）

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。

② 中国地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請をしていること。

※令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の認定を落札決定時点までに受けていなければならない。
（入札説明書に記載）

③ 中国地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

- ④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずる者として、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※設計共同体の場合

業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」に示すところにより、中国地方整備局長から業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を当該業務の開札の日までに受けているものであること。

- ⑤法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑥労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

2) 競争参加資格申請書の提出者に対する要件

(ア) 中立・公平性に関する要件

【発注者支援業務等】

＜発注者支援業務＞

業務区分	要件
積算技術	・ 工事に関する参加資格要件 「業務の履行期間中に工期がある当該業務発注担当部署の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、業務の入札に参加出来ない。」 ・ 工事に関する事後制限（※参加資格には該当しない） 「本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注担当部署発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注担当部署発注工事に参加してはならない。」
工事監督 支援	
技術審査	

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

2) 競争参加資格申請書の提出者に対する要件

(ア) 中立・公平性に関する要件

【発注者支援業務等】

＜発注者支援業務＞

- ・ 参加資格要件の「発注工事に参加」とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請けをしていることをいう。
- ・ ただし、発注業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、発注業務の入札に参加できるものとする。
- ・ 事後制限の「発注工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請けとしての参加をいう。
- ・ 資本金面・人事面で関係があるとは、次の①又は②に該当するものをいう。
 - ① 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - ② 一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

【発注者支援業務等】＜公物管理補助業務（その1）＞

業務区分	要件
河川巡視支援	・参加資格要件 「業務対象河川内の占有者等及びその占有者等と資本面・人事面等で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。」（ただし、業務内容に許認可等の審査、指導の支援を付随されている業務に限る。）
河川許認可審査支援	
ダム管理支援	・参加資格要件等 ①本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。（ただし、業務内容に、工事監督の支援、積算の支援、技術審査の支援に関する業務が付随されている場合に限る。） ②業務対象河川内の占有者等及びその占有者等と資本面・人事面等で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。（ただし、業務内容に許認可等の審査、指導の支援を付随されている業務に限る。） ・工事に関する事後制限（※参加資格には該当しない） 本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は業務履行期間中に工期のある当該業務発注担当部署発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注担当部署発注工事に参加してはならない。（ただし、業務内容に、工事監督の支援、積算の支援、技術審査の支援に関する業務が付随されている場合に限る。）

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

<公物管理補助業務（その2）>

【発注者支援業務等】

業務区分	要件
堰・排水機場管理 支援	要件を付さない
道路許認可審査・ 適正化指導	・参加資格要件 「本業務に関連する特定の企業や団体と資本・人事面における関連の有無に関わらず、業務提携及び技術提携等を行うなど、中立性・公平性に欠ける者でないこと」

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

＜用地補償総合技術業務＞

業務区分	要件
(発注者支援業務等) 用地補償総合技術	「入札に参加しようとする者は、業務の履行場所に係る被補償者との間において、以下の関係がないこと。」 1) 会社法に基づく子会社、親会社の関係にないこと。 2) 入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

2) 競争参加資格申請書の提出者に対する要件

(イ) 業務実施体制に関する要件

- ・ 競争参加資格申請書を提出する者は、中国地方整備局管内に業務拠点(予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有するものであること。
- ・ なお、業務内容により「〇〇県内」と記載する場合がありますので、詳細は各業務の入札説明書によること。

例) ・ 発注者支援業務 → 中国地方整備局管内

・ 公物管理補助業務 → 〇〇県内

- ・ 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・ 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

※設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

2) 競争参加資格申請書の提出者に対する要件

(ウ) 業務実績に関する要件

- ・ 競争参加資格申請書を提出する者（企業）は、平成22年度以降に完了した以下に示す業務（令和6年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点（当該業務公告時において未完了の業務成績は含まない）未満の場合は実績として認めない。

① [実績の対象となる発注機関]

- ・ 国の機関
- ・ 特殊法人等
- ・ 地方公共団体
- ・ 地方公社
- ・ 公益法人
- ・ 大規模な土木工事を行う公益民間企業

※ 用地補償総合技術は以下のとおり

- ・ 国の機関
- ・ 特殊法人等
- ・ 地方公共団体
- ・ 地方公社
- ・ 土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

2) 競争参加資格申請書の提出者に関する要件

(ウ) 業務実績に関する要件

※ 詳細については、各業務の入札説明書による。

② [企業における実績の対象となる業務分野] (R6と変更無し)

業務実績 \ 業務内容	発注者支援業務等		
	発注者支援	公物管理補助	用地補償総合
発注者支援	●	●	
公物管理補助（発注者支援業務等）	●	●	
行政事務補助		●	
CM業務	●	●	
PFI事業技術アドバイザー業務	●	●	
土木設計業務	●	●	
調査検討・計画策定業務	●	●	
管理施設調査・運用・点検業務	●	●	
測量業務・地質調査業務	●	●	
「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」別紙に定めるいずれかの業務（8部門）			●

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

3) 配置予定管理技術者に対する要件

(ア) 予定管理技術者の資格等＜発注者支援業務1＞

業務種別	記 載 内 容
(発注者支援) ・ 積算技術 ・ 工事監督 支援 ・ 技術審査	・ 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門） ・ 1級土木施工管理技士 ・ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 ・ （一社）全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者 ・ RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）

※ RCCM：RCCMと同等の能力を有する者として、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者を含む。

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

3) 配置予定管理技術者に対する要件

(ア) 予定管理技術者の資格等＜発注者支援業務2＞

業務種別	記 載 内 容
(発注者支援) ・ 積算技術 ・ 工事監督 支援	※業務内容のうち、造園工事が相当程度含まれる場合 発注担当部署の判断で以下の資格を追加 ・ 1級造園施工管理技士

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

3) 配置予定管理技術者に対する要件

(ア) 予定管理技術者の資格等＜発注者支援業務3＞

業務種別	記 載 内 容
(発注者支援) ・ 積算技術 ・ 工事監督 支援	※業務内容が電気通信設備工事のみ場合 ・ 技術士（総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門） ・ 1級電気工事施工管理技士 ・ 1級電気通信工事施工管理技士 ・ （一社）全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者 ・ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

3) 配置予定管理技術者に対する要件

(ア) 予定管理技術者の資格等＜公物管理（河川関係）＞

業務種別	記 載 内 容
(公物管理) ・河川巡視支援 ・河川許認可審査 ・ダム管理支援 ・堰・排水機場管理	・技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門） ・1級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る） ・河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 ・河川又は道路関係の技術的行政経験を20年以上有する者 ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者 ＜ダム管理支援、堰・排水機場管理支援にのみ以下の資格を追加＞ ・河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第2号の研修を修了した者 ＜ダム管理支援にのみ以下の資格を追加＞ ・河川法第50条第1項の管理主任技術者の経験を5年以上有する者 ＜業務内容に堰・排水機場管理支援が相当程度含まれる場合は以下の資格を追加＞ ・1級ポンプ施設管理技術士を有し、同種・類似業務の経験を5年以上有する者 ＜河川巡視支援、河川許認可審査、堰・排水機場管理にのみ以下の資格を追加＞ ・河川維持管理技術者

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

3) 配置予定管理技術者に対する要件

(ア) 予定管理技術者の資格等＜公物管理（道路関係）＞

業務種別	記 載 内 容
(公物管理) ・ 道路許認可審査・適正化指導	・ 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門） ・ 1級土木施工管理技士 ・ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 ・ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る） ・ 道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者 ・ 道路又は河川関係の技術的行政経験を20年以上有する者 ・ その他発注者が認めた公物管理の資格を有する者

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

3) 配置予定管理技術者に対する要件

予定管理技術者の資格等のうち、「技術的行政経験」を以下定義

「技術的行政経験」とは・・・

国、都道府県、政令市、中核市、特殊法人等で職員として従事したことをいう

※以下、総務省HPから引用

業務種別	中 核 市
概要	・ 政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務を除き、中核市に対して移譲するものである。
要件	・ 人口20万人以上

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

3) 配置予定管理技術者に対する要件

(ア) 予定主任担当者の資格等＜用地補償総合技術＞

業務種別	記 載 内 容
(用地補償) ・ 用地補償 総合技術	・ 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有するもの。 ・ 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。 ・ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者。 ・ 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成3年3月28日理事会決定)(以下「実施規程」という。) 第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。 ・ 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

3) 配置予定管理技術者に対する要件

(イ) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

- ・ 予定管理技術者は、平成22年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和6年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。
- ・ 業務実績には、平成22年度以降に元請けとして同種又は類似業務に従事した経験の他、出向又は派遣、再委託により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。また発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

【例：工事監督支援業務の場合】

[1] 同種：・国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務（類する業務を含む）、
公物管理補助業務（類する業務を含む）

[2] 類似：・国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注したCM業務、PFI事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務における概略・予備・詳細設計、土木工事の監理技術者又は主任技術者の業務

※ 「発注者」とは、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業で職員として従事したことをいう。

※ 『類する業務を含む』とは、公益民間企業(JR)等が発注する発注者支援業務又は公物管理補助業務と同等の業務内容の業務について評価対象であることが分かりやすくなるよう表現を変更。

表現変更前と対象が変更になったものではない。

※ 土木工事の監理技術者の業務に加えて、『主任技術者の業務』を追加

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

3) 配置予定管理技術者に対する要件

(イ) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

① [予定管理技術者] 対象業務における同種・類似業務の分類

＜発注者支援業務＞

●：同種 ○類似

業務実績 \ 業務内容	発注者支援業務等		
	工事監督 支援	技術審査	積算技術
発注者支援	●	●	●
公物管理補助（発注者支援業務等）	●	●	●
CM業務	○	○	○
PFI事業技術アドバイザー業務	○	○	○
土木設計業務（概略・予備詳細設計業務）	○	○	○
土木工事（監理技術者、主任技術者）	○	○	○

※ 詳細については、各業務の入札説明書による。

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

3) 配置予定管理技術者に対する要件

(イ) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

② [予定管理技術者] 対象業務における同種・類似業務の分類

<公物管理業務（河川関係）>

●：同種 ○類似

業務実績 \ 業務内容	発注者支援業務等			
	河川 巡視支援	河川許認 可審査	ダム管 理支援	堰・排水機 場管理支 援
発注者支援	●	●○	●○	●
公物管理補助	● 河川分野のみ	●○ 河川分野のみ	●○ 河川・ダム分野	● 河川分野のみ
調査検討・計画策定業務	○ 河川分野のみ	○ 河川分野のみ	○ 河川・ダム分野	○ 河川分野のみ
管理施設調査・運用・点検業務	○ 河川分野のみ	●○ 河川分野のみ	○ 河川・ダム分野	○ 河川分野のみ
土木設計業務	○ 河川分野のみ	○ 河川分野のみ	○ 河川・ダム分野	○ 河川分野のみ
土木工事（監理技術者、主任技術者）	○	○	○	○

※ 詳細については、各業務の入札説明書による。

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

3) 配置予定管理技術者に対する要件

(イ) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

② [予定管理技術者] 対象業務における同種・類似業務の分類

＜公物管理業務（道路関係）＞

●：同種 ○類似

業務実績	業務内容	発注者支援業務等
		道路許認可審査・適正化指導
発注者支援		●
公物管理補助（道路）（発注者支援業務等）		●
CM業務		●
PFI事業技術アドバイザー業務		●
管理施設調査・運用・点検業（道路）		●
土木設計業務（道路の概略・予備・詳細設計業務）		○
土木工事（監理技術者）		○

※ 詳細については、各業務の入札説明書による。

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

3) 配置予定管理技術者に対する要件

(イ) 予定主任担当者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

② [予定主任担当者] 対象業務における同種・類似業務の分類

＜用地補償総合技術＞

●：同種 ○類似

業務実績	業務内容 (発注者支援業務等) 用地補償総合技術
補償説明業務（補償関連部門）	●
公共用地交渉業務（総合補償部門） （用地補償技術補助業務、用地補償総合技術業務含む）	●
用地調査等業務 （土地調査部門、土地評価部門、物件部門、機械工作物部門、営業補償・特殊補償部門、事業損失部門） （用地関係資料作成整理等業務、用地調査点検等技術業務を含む）	○

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

3) 配置予定管理技術者に対する要件

(ウ) 直接的雇用関係

- ・ 配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

3) 配置予定管理技術者に対する要件

(エ) 手持ち業務量①

- ・ 予定管理技術者は、**令和7年4月1日**（**令和7年4月2日**以降に入札公告を行った業務については、当該公告日）現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下同じ。）が**5億円未満かつ10件未満**であること。ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者（測量又は地質調査業務における主任担当者及び担当技術者、補償コンサルタント業務における主任担当者及び担当者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む）となっている契約金額が500万円以上の業務をいう。（複数年契約の業務を実施している場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする）
 - ・ **令和7年4月1日**現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を**5億円未満から2.5億円未満**に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。
- R7**発注者支援業務等において複数業務を受注し、手持ち業務量の制限を超えた場合は「無効」（手持ち業務の制限を超えた業務のみ）となるので注意すること。

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

3) 配置予定管理技術者に対する要件

(エ) 手持ち業務量②

- ・ 業務の履行期間中は予定管理技術者の手持ち業務量が契約額5億円、件数で10件（令和7年4月1日（令和7年4月2日以降に入札公告を行った業務については、当該公告日）現在の手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、契約金額で2.5億円、件数で5件）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適當であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下の1) から3) までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- 1) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している
予定管理技術者の制限を超えない者

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

4) 担当技術者に対する要件

- ・ 担当技術者の資格要件については、特記仕様書に記載します。
また、契約締結後に資格の有無を確認します。

＜【参考】発注者支援業務の要件1＞

業務種別	資 格 要 件
(発注者支援業務等) 工事監督支援 技術審査 積算技術 ※ 担当技術者の 資格要件の緩和 措置については、 11頁のとおり	・ 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門） ・ 技術士補（建設部門） ・ 一級又は、二級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補 ・ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級又は1級又は2級土木技術者 ・ （一社）全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者 ・ RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る） ・ 地方公共工事品質確保促進協議会会長が認定した支援管理技術者Ⅰ又はⅡ（業務により異なるので特記仕様書を確認） ・ 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実務経験が1年以上[※]の者 ※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する。 ・ 河川又は道路関係の技術的行政経験を5年以上有する者

※ RCCM：RCCMと同等の能力を有する者として、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者を含む。

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

4) 担当技術者に対する要件

<【参考】発注者支援業務の要件2>

業務種別	記 載 内 容
(発注者支援) ・積算技術 ・工事監督 支援 ・技術審査業務	※業務内容が、電気通信設備工事が相当程度含まれる場合 発注担当部署の判断で以下の資格を追加 ・1級電気工事施工管理技士、1級電気工事施工管理技士補 又は2級電気工事施工管理技士 ・1級電気通信工事施工管理技士、1級電気通信工事施工管理技士補又は2級電気通信工事施工管理技士、 ・第1種電気工事士又は第2種電気工事士 ・第1種電気主任技術者、第2種電気主任技術者又は第3種電気主任技術者 ・電気通信主任技術者（伝送交換主任技術者又は線路主任技術者） ・第1級陸上特殊無線技士の操作範囲の資格を有する者

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

4) 担当技術者に対する要件

＜【参考】発注者支援業務の要件3＞

業務種別	記 載 内 容
(発注者支援) ・積算技術 ・工事監督支援 ・技術審査業務	※業務内容が、機械設備工事が相当程度含まれる場合 発注担当部署の判断で以下の資格を追加 ・技術士（総合技術監理部門-機械又は機械部門）、技術士補（機械部門） ・一級建設機械施工技士、一級建設機械施工技士補 ・二級建設機械施工技士 ※業務内容が、土木営繕工事が相当程度含まれる場合 発注担当部署の判断で以下の資格を追加 ・一級建築士または二級建築士 ・一級建築施工管理技士、一級建築施工管理技士補または二級建築施工管理技士 ※業務内容が、造園工事が相当程度含まれる場合 発注担当部署の判断で以下の資格を追加 ・一級造園施工管理技士、一級造園施工管理技士補または二級造園施工管理技士・都市公園関係の技術的行政経験を5年以上有する者

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

4) 担当技術者に対する要件

<【参考】発注者支援業務の要件4>

業務種別	記 載 内 容
(発注者支援) ・積算技術 ・工事監督 支援 ・技術審査業務	※工事監督支援のみ業務内容が、管工事が相当程度含まれる 場合 発注担当部署の判断で以下の資格を追加 ・一級管工事施工管理技士、一級管工事施工管理技士補または 二級管工事施工管理技士

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

4) 担当技術者に対する要件

<【参考】発注者支援業務の要件5>

業務種別	記 載 内 容
(発注者支援) ・ 積算技術 ・ 工事監督支援 ・ 技術審査業務	※業務内容が電気通信設備工事のみ場合 ・ 技術士（総合技術監理部門－電気電子又は電気電子部門）、技術士補（電気電子部門） ・ 一級電気工事施工管理技士、一級電気工事施工管理技士補又は二級電気工事施工管理技士 ・ 一級電気通信工事施工管理技士、一級電気通信工事施工管理技士補又は二級電気通信工事施工管理技士 ・ 第一種電気工事士又は第二種電気工事士 ・ 第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者 ・ 電気通信主任技術者（伝送交換主任技術者又は線路主任技術者） ・ 第1級陸上特殊無線技士の操作範囲の資格を有する者 ・ RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る） ・ 「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が1年以上の者 ※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば、実務経験を有するものとして判断する。 ・ 河川又は道路における電気通信設備関係の技術的行政経験（※）を5年以上有する者

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

4) 担当技術者に対する要件

＜【参考】公物管理支援業務の要件1＞

業務種別	資 格 要 件
(公物管理) ・ 河川巡視支援 ・ 河川許認可審査 ・ ダム管理支援 ・ 堰・排水機場管理 ※ 担当技術者の資格要件の緩和措置については、12～15頁のとおり	・ 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門） ・ 技術士補（建設部門） ・ 一級又は、二級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補 ・ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級又は1級又は2級土木技術者 ・ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る） ・ 河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 ・ 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実務経験が1年以上[※]の者 ※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する。 ・ 河川又は道路関係の技術的行政経験を5年以上有する者 ・ その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者 <u>＜ダム管理支援、堰・排水機場管理支援にのみ以下の資格を追加＞</u> ・ 河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第2号の研修を修了した者 <u>＜ダム管理支援にのみ以下の資格を追加＞</u> ・ 河川法第50条第1項の管理主任技術者の経験を5年以上有する者 <u>＜河川巡視支援、河川許認可審査、堰・排水機場管理にのみ以下の資格を追加＞</u> ・ 河川維持管理技術者、河川点検士

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

4) 担当技術者に対する要件

＜【参考】公物管理支援業務の要件2＞

業務種別	記 載 内 容
(公物管理) ・ダム管理 支援	※業務内容に、電気通信設備に関する業務が相当程度含まれる場合 発注担当部署の判断で以下の資格を追加 ・技術士（総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門）、技術士補（電気電子部門） ・一級電気工事施工管理技士、一級電気工事施工管理技士補又は二級電気工事施工管理技士 ・一級電気通信工事施工管理技士、一級電気通信工事施工管理技士補又は二級電気通信工事施工管理技士 ・第一種電気工事士又は第二種電気工事士 ・第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者 ・電気通信主任技術者（伝送交換主任技術者又は線路主任技術者） ・第1級陸上特殊無線技士の操作範囲の資格を有する者 ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（※1）（技術士部門と同様の部門に限る） ・河川又は道路関係の電気通信設備関係の技術的行政経験を5年以上とする者 ・「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務」の実務経験（電気通信分野）が1年以上の者 ※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば、実務経験を有するものとして判断する。

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

4) 担当技術者に対する要件

＜【参考】公物管理支援業務の要件3＞

業務種別	記 載 内 容
(公物管理) ・ダム管理 支援	※業務内容に、機械設備に関する業務が相当程度含まれる場合 発注担当部署の判断で以下の資格を追加 ・技術士（総合技術監理部門-機械又は機械部門）、技術士補（機械部門） ・一級建設機械施工技士 ・一級建設機械施工技士補 ・二級建設機械施工技士 ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（※1） （技術士部門と同様の部門に限る） ・河川又は道路関係の機械設備分野の技術的行政経験を5年以上とする者 ・「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務」の実務経験（機械設備分野）が1年以上 ※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば、実務経験を有するものとして判断する。

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

4) 担当技術者に対する要件

＜【参考】公物管理支援業務の要件4＞

業務種別	資 格 要 件
(公物管理) ・道路許認可審査・適正化指導業務 ※ 担当技術者の資格要件の緩和措置については、16頁のとおり	・技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門） ・技術士補（建設部門） ・一級又は、二級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級又は1級又は2級土木技術者 ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る） ・道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者 ・予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実務経験が1年以上[※]の者 ※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する。 ・道路若しくは、河川関係の技術的行政経験又は道路交通行政経験を5年以上有する者 ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

4) 担当技術者に対する要件

予定担当技術者の資格等のうち、「技術的行政経験」を以下定義

「技術的行政経験」とは・・・

国、都道府県、政令市、中核市、特殊法人等で職員として従事したことをいう

※以下、総務省HPから引用

業務種別	中核市
概要	・ 政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが中核市が処理することに比して効率的な事務を除き、中核市に対して移譲するものである。
要件	・ 人口20万人以上

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

4) 担当技術者に対する要件

(ア) 予定担当技術者の資格等＜用地補償総合技術＞

業務種別	資 格 要 件
(用地補償) ・用地補償 総合技術	予定担当技術者本人が被補償者でない及び被補償者の役員を兼ねていない 者で、次のいずれかの資格を有していること
※ 担当技術 者の資格要 件の緩和措 置について は、17頁の とおり	イ 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し5 年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し3年以上の指 導監督的実務の経験を有する者
	ロ 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験5年以上を含む10年以上 の実務の経験を有する者
	ハ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者
	ニ 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研 修及び検定試験実施規程（平成3年3月28日理事会決定）（以下「実施 規程」という。）第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条 に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士
	ホ 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補 償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務 管理士登録台帳に登録された補償業務管理士

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

4) 担当技術者に対する要件

(イ) 予定業務従事者の資格等＜用地補償総合技術＞

業務種別	資 格 要 件
(用地補償) ・ 用地補償 総合技術 ※ 業務従事者の 資格要件の緩和 措置については、 17頁のとおり	・ 予定業務従事者については、下記1) 及び2) に示す条件 をすべて満たす者であること 1) 公共用地取得に関する補償業務について、3年以上の 実務経験を有する者（行政機関の職員としての経験、民 間コンサルタントの職員としての経験の別を問わない） 2) 予定業務従事者自身が被補償者でないこと及び被補償 者の役員を兼ねていないこと

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

5) 総合評価項目 (R6と変更無し)

地域精通度について、下記の順位で評価する。

- ①当該事務所管内における同種又は類似業務実績がある。
- ②当該事務所が所在する都道府県に隣接する都道府県（当該都道府県を含む整備局等管内）における同種又は類似業務実績がある。
- ③当該整備局等管内における同種又は類似業務実績がある。
- ④当該事務所が所在する都道府県に隣接する都道府県（整備局等管外）における同種又は類似業務実績がある。
- ⑤①、②、③、④以外

※上記、②及び④の内容はR2から追加した内容である

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

5) 総合評価項目

①配置予定担当技術者の経験について評価する。

同種又は類似業務の実績のある担当技術者を配置予定の場合は、総合評価において優位に評価[※]する。ただし、契約時点で予定していた同種又類似業務の実績のある担当技術者を配置できない場合は、業務成績において減点とします。

※申請された予定担当技術者の上位1名の評価値とする。

②履行確実性評価の導入

調査基準価格が設定される業務においては、総合評価項目において履行確実性の評価を追加する。

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

6) 賃上げ実施表明企業の評価

◇需要拡大による経済成長のため、対前年度比等で賃上げ実施を表明する企業に対して評価

<評価方法>

■入札手続きにおいて、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けた場合、総合評価において下表のとおり加点を行う(技術評価点の5%以上の整数)。

■評価項目は以下のいずれかを入札者が選択可能な内容とする。

(1)契約を行う予定の会計年度に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※1)」を下表の率以上増加させる旨を従業員に表明。

(2)契約を行う予定の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※1)」を下表の率以上増加させる旨を従業員に表明。

<賃上げ基準に達していない場合>

■本取組により加点を受けた落札者の事業年度等が終了した後、賃上げ実績の確認を行い、賃上げ基準を達成していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合等は、その後の1年間は総合評価落札方式による入札へ参加する全ての業務において、加算点よりも大きな割合の減点を行う(下表※)。

発 注 者 支 援 業 務	評価基準	
	【大企業】	【中小企業等】
	一人当たりの平均受給額を3%以上増加することを表明	給与総額又は一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加することを表明
	加算点	技術評価配点合計 80点
	賃上げ評価点 + 5点 (項目別配点)	
	技術評価点の満点 60点	
	賃上げ評定点 4点 (※5点減点)	

4. 令和7年度発注者支援業務等における要件等

6) 業務に必要な物品・消耗品等

- ① 業務に必要な物品・消耗品は、受注者の責任において準備する。
- ② 詳細については、各業務の入札説明書、特記仕様書による。

5. 説明会後問い合わせ窓口

地方ブロック	問い合わせ窓口	TEL
北海道	北海道開発局 事業振興部 技術管理課 基準第二係	(北海道開発局 事業振興部 011-709-2311)
東北	東北地方整備局 企画部 技術管理課 工事品質確保係	(東北地方整備局企画部 022-225-2171)
関東	関東地方整備局 企画部 技術管理課 基準第二係	(関東地方整備局企画部 048-600-1331)
北陸	北陸地方整備局 企画部 技術管理課 基準第二係	(北陸地方整備局企画部 025-370-6702)
中部	中部地方整備局 企画部 技術管理課	(中部地方整備局企画部 052-953-8131)
近畿	近畿地方整備局 企画部 技術管理課 基準第二係	(近畿地方整備局企画部 06-6942-1141)
中国	中国地方整備局 企画部 技術管理課 基準第二係	(中国地方整備局企画部 082-221-9231)
四国	四国地方整備局 企画部 技術管理課 検査係	(四国地方整備局企画部 087-851-8061)
九州	九州地方整備局 企画部 技術管理課 技術調整班	(九州地方整備局企画部 092-471-6331)
沖縄	沖縄総合事務局 開発建設部 技術管理課	(沖縄総合事務局 開発建設部 098-866-1904)

※ 本説明会含め、入札実施要項の内容等に関して、不明な点等あれば上記まで問い合わせ下さい